

## 建物・構築物の免震構造に係る関係規則解釈の改正等及び これらに対する意見募集の実施

令和3年10月27日  
原子力規制庁

### 1. 概要

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))と実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))(以下「設置許可基準解釈等」という。)では、免震構造の特性を考慮した基準地震動の策定等に関して言及されているものの、免震構造を採用した場合の建物・構築物の審査の考え方及び具体的な確認事項が示されていない。なお、免震構造に係る処分は、これまでほとんど行われていない<sup>1</sup>。

このため、免震構造を採用する実用発電用原子炉施設の建物・構築物の合理的かつ効率的な審査のため、原子力規制庁において、新たに「建物・構築物の免震構造に関する審査ガイド」(以下「免震審査ガイド」という。)のドラフトを作成し、「建物・構築物の免震構造に関する検討チーム」を設置して検討を行った。その検討結果を踏まえ、設置許可基準解釈等の改正及び免震審査ガイドのドラフトの修正方針について、令和2年度第40回原子力規制委員会(令和2年11月25日)に諮り了承された。(別添)

今般、設置許可基準解釈等及び基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(原管地発第1306192号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)、以下「耐震設計ガイド」という。)の改正案(別紙1、2)並びに免震審査ガイド(案)(別紙3)を取りまとめたことから、これらの案及び意見公募手続等の実施について審議いただきたい。

### 2. 設置許可基準解釈等、耐震設計ガイドの改正案及び免震審査ガイド(案)の概要

#### (1) 設置許可基準解釈等、耐震設計ガイドの改正案(別紙1、2)

設置許可基準解釈等の改正では免震構造について、実用発電用原子炉施設のうちSクラス設備の間接支持構造物である建屋を主な規制対象として想定している。そのため、設置許可基準解釈等のうちSクラス設備について規定している別記2を改正し、免震構造を採用する場合の審査基準を明確化する。あわ

<sup>1</sup> 川内原子力発電所において免震構造の建屋内に設置される緊急時対策所の設置許可処分が過去に行われた。ただし、九州電力から後に設置変更許可申請がなされ、免震構造から耐震構造に変更された。

せて、免震構造に係る設置許可基準解釈等の記載の適正化を行う。また、これに伴い耐震設計ガイドについて記載の適正化を行う。

主な改正内容は次のとおり。

- ・ 免震装置への要求事項を記載
- ・ 免震構造における地震力の組合せを記載
- ・ 記載の適正化

改正対象は以下のとおり。

- ・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
- ・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
- ・ 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド

## (2) 免震審査ガイド（案）（別紙3）

免震審査ガイドのドラフトについて、令和2年度第40回原子力規制委員会（令和2年11月25日）で了承された修正方針に基づき所要の修正を行った。

主な修正内容は次のとおり。

- ・ 免震審査ガイドの対象構造物の明確化
- ・ 設置許可時に確認する設計の基本方針について例示であることの明確化
- ・ 設計及び工事計画認可時に確認する詳細設計内容について例示であることの明確化
- ・ 免震設計の基本的な考え方や留意事項の再整理
- ・ 品質管理・維持管理の方針等について例示であることの明確化

## 3. 意見募集の実施と今後の予定

2. に示した内容について、原子力規制委員会の了承が得られれば、別紙1については行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続を、別紙2及び別紙3については任意の意見募集を実施することとしたい。

その後、令和4年2月頃、意見募集の結果及び結果を踏まえ、これらの案について改めて原子力規制委員会に諮る。

意見募集の実施期間 令和3年10月28日（木）から11月26日（金）まで  
（30日間）

(添付資料)

- 別紙 1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について（案）
- 別紙 2 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドの一部改正について（案）
- 別紙 3 建物・構築物の免震構造に関する審査ガイドの制定について（案）
  
- 別添 「建物・構築物の免震構造に関する検討チーム」の検討結果について（令和 2 年度第 40 回原子力規制委員会（令和 2 年 11 月 25 日）資料 2）